

山口県報

平成18年
3月24日
(金曜日)

目次

告示

保安林指定の解除(二件)(森林整備課).....一

山口県建設業者提出書類閲覧所の設置に関する告示の一部改正(監理課).....二

道路の区域の変更(道路整備課).....二

道路の供用の開始(道路整備課).....二

下関都市計画公園事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....三

小郡都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....三

熊毛都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....三

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....三

特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査(建築指導課).....四

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....四

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....五

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(二件)(商政課).....六

訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課).....七

通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課).....七

認知症対応型共同生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課).....八

福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課).....八

指定居宅介護支援事業者の指定(高齢保健福祉課).....八

訪問介護に係る指定居宅サービス事業の廃止(高齢保健福祉課).....八

短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業の廃止(高齢保健福祉課).....八

福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業の廃止(高齢保健福祉課).....九

指定居宅介護支援事業の廃止(高齢保健福祉課).....九

指定介護療養型医療施設の指定の辞退(高齢保健福祉課).....九

土地改良区役員の届出(農村整備課).....九

換地処分届出(三件)(農村整備課).....一〇

山陽都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....一〇

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....一一

雑報

争議行為の通知(二件).....一一

県報の正誤(平成十三年三月三十日山口県告示第二百六十号ほか一件).....一一



山口県告示第百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除に係る保安林の所在場所
岩国市玖珂町字塔ヶ森八八の五三、八八の五四
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備及び公衆の保健
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山口県告示第百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除に係る保安林の所在場所
大島郡周防大島町大字久賀字明神三〇三六の二、三〇三六の四
- 二 保安林として指定された目的
魚つき

三 解除の理由
道路用地とするため

山口県告示第百七十一号

山口県建設業者提出書類閲覧所の設置に関する告示(昭和六十一年山口県告示第三百五十七号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関成

「大島郡周防大島町大字久賀五三八七の 大島土木事務所内」、「岩国市玖珂町六二六二の四 玖珂土木事務所内」、「阿武郡阿東町大字生雲中一六六の五 阿東土木事務所内」及び「下関市豊田町大字矢田四三〇の一 豊田土木事務所内」を削る。

山口県告示第百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十八年三月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関成

区 間	新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	最狭 三三・〇	最狭 二五・六	(メートル)			
下関市豊北町大字神田上字波原一六七五の二地先から 同市豊北町大字神田上字浜屋二一九〇の二地先まで	最狭 三三・〇	最狭 二五・六	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考	道路改良工事に 完了による。

下関市豊北町大字神田上字支州八〇三二の二地先から
同市豊北町大字神田上字支州八〇三二の二地先まで

新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
最狭 三一〇・八	最狭 二七・四	二九四・〇	二九四・〇	道路改良工事に 完了による。

道路の種類 県道
路線名 銭屋美祢線
道路の区域

区 間	新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
美祢郡美東町大字絵堂字白土一八三四の二地先から 同郡同町大字赤字一町畑三〇五の二地先まで	最狭 五一・八	最狭 一四・八	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考	起点の変更による。 県道秋芳線の 道路の区域 (重用)

山口県告示第百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十八年三月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 一九一号	下関市豊北町大字神田上字波原二六七五の二地先から 同市豊北町大字神田上字浜屋二一九〇の二地先まで 下関市豊北町大字神田上字支州八〇三二の二地先から 同市豊北町大字神田上字支州八〇三二の二地先まで	平成十八年三月二十五日

山口県告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、下関都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称
下関市

二 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画公園事業五・五・二乃木浜総合公園

三 事業施行期間

平成六年二月八日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

下関市乃木浜二丁目

山口県告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、小郡都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称
山口市

二 都市計画事業の種類及び名称

小郡都市計画下水道事業小郡町公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年十二月二十一日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

山口市小郡御幸町、小郡花園町、小郡平砂町、小郡前田町、小郡若草町、小郡緑町、小郡高砂町、小郡船倉町、小郡大江町、小郡黄金町、小郡上郷及び小郡下郷

山口県告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、熊毛都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称
周南市

二 都市計画事業の種類及び名称

熊毛都市計画下水道事業周南市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十六年一月三十日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

周南市新清光台一丁目、新清光台二丁目、新清光台三丁目、新清光台四丁目、清光台町、大字小松原、大字清尾、大字樋口、大字安田、大字原、大字呼坂、大字中村及び大字大河内

山口県告示第七十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 区域の名称
住吉地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地名	地番	標柱番号
山口市	宮野	下清	水	三二九五の二 九六九の一	一号 二号

" "	" "	" "	九六九の一 三二九六の三	三号 四号
-----	-----	-----	-----------------	----------

山口県告示第百七十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の十一第二項の規定により、山口県立高森高等学校普通教室等新築工事の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 山口県立高森高等学校普通教室等新築工事
- (一) 工事場所 岩国市玖珂町字筏一二五三番
- (二) 工事の概要

鉄筋コンクリート造 地上三階建	構 造	延 べ 面 積	三、六〇〇平方メートル
-----------------	-----	---------	-------------

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
 - 3 出資比率が三十八パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成十八年三月二十三日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のも

の(以下「総合評定値」という。)(一)の建築一式工事の数値が八百以上であること。
(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
平成十八年四月五日から同月十日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 入札参加資格の審査結果の通知方法
指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十八年四月二十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―一三八三〇)にすること。



(二五八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。
同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年五月

十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日
平成十八年三月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 はばたき

代 表 者 の 氏 名 福田 一男

主たる事務所の所在地 下関市富任町一丁目二番八号

三 定款に記載された目的

障害者、高齢者等に対し、安心して日常生活を送ることができるようになることに成年後見制度の利用の支援に関する事業を行うことにより、障害者、高齢者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与すること。

(二五九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十八年三月二十四日から同年七月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ライフコアとみやま下関店

所在地 下関市秋根西町二丁目六番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住

株式会社とみやま 北九州市門司区柳町一丁目八番三〇号

代表者の氏名 白田 弘之

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
---------	---------------------------	-----	-----

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

倉本 裕子

倉本 裕子

松村カメヲ商事株式会社

松村カメヲ商事株式会社

有限会社藤井薬局

有限会社藤井薬局

三國 利次

三國 利次

株式会社くすりの鶴美堂

株式会社くすりの鶴美堂

三國 利次

下関市西大坪町九番一五号

株式会社くすりの鶴美堂

北九州市戸畑区三六町一三番一四号

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社くすりの鶴美堂

鶴留 茂樹

四 届出年月日

平成十八年三月十三日

五 変更年月日

平成十五年十月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ライフコアとみやま下関店

所在地 下関市秋根西町二丁目六番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住

株式会社とみやま 北九州市門司区柳町一丁目八番三〇号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前

変更後

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

細川 昭夫

下関市大字田倉一の一四

下関市新垢田北町六番二七号

四 届出年月日

平成十八年三月十三日

五 変更年月日
平成十六年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ライフコアとみやま下関店
所在地 下関市秋根西町二丁目六番一号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 株式会社とみやま
住 北九州市門司区柳町一丁目八番三〇号
代表者の氏名 白田 弘之
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗において小 業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社とみやま	富山 直子	"	白田 弘之

四 届出年月日
平成十八年三月十三日
五 変更年月日
平成十七年十一月十五日

(一六〇) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次の
とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年三月二十四日
から同年七月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課
において公衆の縦覧に供します。
平成十八年三月二十四日
山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ヒマラヤ山口店

所在地 山口市大内矢田四六九
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 株式会社ヒマラヤ
住 岐阜市江添一丁目一番一号
代表者の氏名 小森 裕作

変更に係る事項 大規模小売店舗内の店舗面積の 合計 大規模小売店舗において小売業 を行う者の閉店時刻 駐車場の自動車の出入口の数	変 更 前	変 更 後
一、九九九平方メートル	三、四二八平方メートル	
午後九時	午後九時三〇分	
四箇所	五箇所	

四 届出年月日
平成十八年三月十日
五 変更年月日
平成十八年十一月十一日

(一六一) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次の
とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年三月二十四日
から同年七月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振
興課において公衆の縦覧に供します。
平成十八年三月二十四日
山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ライフコアとみやま下関店
所在地 下関市秋根西町二丁目六番一号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 株式会社とみやま
住 北九州市門司区柳町一丁目八番三〇号
代表者の氏名 白田 弘之

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社とみやま	午後八時	午後九時
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	三國 利次	—	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社くすりの鶴美堂	—	—
来客が駐車場を利用することができる時間帯	—	午前七時から午後八時三〇分まで	午前七時から午後九時三〇分まで

四 届出年月日
平成十八年三月十三日
五 変更年月日
平成十八年四月一日

(二六二) 訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 名称 主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	指定年月日
株式会社宇部兵衛 宇部市大字中野 開作二四一の七	ヘルパースター ションてるちやんの家 宇部市大字妻崎 開作三二の一	平成一八、三、一
有限会社岩国メデイカルサポーター 岩国市南岩国町 四丁目五七番二七号	ヘルパースター ションかえで 岩国市南岩国町 四丁目五九番五一号	—
社会福祉法人大和福祉会 光市大字岩田二 六七	ヘルパースター ションやまと 光市大字岩田二 六七	—

(二六三) 通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 名称 主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	指定年月日
医療法人茜会 下関市上新地町 一丁目五番二二号	からとデイサービス 下関市赤間町一 番五号	平成一八、三、一
社会福祉法人山口県盲人福祉協会 関西町一 番一〇号	通所介護事業所・あかり 郷四四〇の三	—
特定非営利活動法人かざぐるま 員光町二 丁目一三番一四号	特定非営利活動法人かざぐるま 員光町二 丁目一三番一四号	—
有限会社ナック 山の田東 町四番一〇号	たんぼぼデイサービス 山の田中 央町一五番四号	—
株式会社兵衛 宇部市大字中野 開作二四一の七	デイサービスてるのえん 宇部市大字妻崎 開作三二の一	—
有限会社希 大字西万 倉二〇七四の二	デイサービス万倉健康センター 倉二〇七四の二	—
医療法人英知会 山口市桜島二 丁目六番八号	デイサービスセ ンターひかり 山口市桜島二 丁目三〇六の一	—
有限会社サンメデイカル 岩国市山手町一 丁目一六番一七号	デイサービスセ ンターあかしあ 岩国市今津町一 丁目一〇の五	—
有限会社岩国メデイカルサポーター 岩国市南岩国町 四丁目五七番二七号	デイサービスセ ンターかえで 岩国市南岩国町 四丁目五九番五一号	—
医療法人新生活会 多田三丁 目一〇一の五	デイサービスセ ンターさくらんぼ平田ヶアセン 目二九番一一号	—
—	デイサービスセ ンターさくらんぼ川下ヶアセン 目五番一二号	—
—	デイサービスセ ンターさくらんぼ玖珂ヶアセン 玖珂郡玖珂町五 〇四五の二〇	—

特定非営利活動
法人ありがとさ
玖珂郡周東町大
字下久原四〇七
" 周東町大
" 字下久原三六の
" " " "

(二六四) 認知症対応型共同生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定により、次のとおり認知症対応型共同生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 の名称	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	指定年月日
--------------------	------------	--------------------	-------

有限会社サンメ ディカル	岩国市山手町一 丁目一六番一 号	グループホーム あかしあ	岩国市今津町一 丁目一〇番五 号	平成一八、 三、 一
-----------------	------------------------	-----------------	------------------------	------------------

有限責任中間法 人りんか	川口町一 丁目八番一〇号	街かどケアホー ムりんか	川口町一 丁目八番六号	" "
有限会社にこに こ苑	玖珂郡玖珂町一 〇八四の一〇	グループホーム なのはな	玖珂郡玖珂町一 〇二〇の三	" "

(二六五) 福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定により、次のとおり福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 の名称	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	指定年月日
--------------------	------------	--------------------	-------

有限会社ホワイ ト急便やまだ	宇部市明神町三 丁目三番一四号	ホワイト急便 ハート・ケア事 業部	宇部市明神町三 丁目三番一四号	平成一八、 三、 一
-------------------	--------------------	-------------------------	--------------------	------------------

(二六六) 指定居宅介護支援事業者の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとお

り指定居宅介護支援事業者の指定をしました。
平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅介護支援事業者 の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
--------------------	------------	--------------------	-------

有限会社希	宇部市大字西万 倉一〇七四の二	居宅介護支援事 業所のぞみ	宇部市大字西万 倉二〇七四の二	平成一八、 三、 一
-------	--------------------	------------------	--------------------	------------------

(二六七) 訪問介護に係る指定居宅サービス事業の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次のとおり訪問介護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出がありました。

平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 の名称	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を廃止した事業所の所在地	廃止年月日
--------------------	------------	----------------------	-------

有限会社介護	下関市秋根本町 二丁目一〇番一 四号	有限会社介護吉 見ヘルパース テーションひか	下関市大字永田 郷五三	平成一八、 二、 二八
--------	--------------------------	------------------------------	----------------	-------------------

(二六八) 短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次のとおり短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出がありました。

平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 の名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を廃止した事業所の所在地	廃止年月日
--------------------	----------------	----------------------	-------

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を廃止した事業所の所在地	廃止年月日
--------	----------------	----------------------	-------

医療法人社団泉仁会 宇部市大字木田四〇の二〇 医療法人社団泉仁会宇部第一病院 宇部市大字木田四〇の二〇 平成一八、二、二八

医療法人清仁会 山口市小郡下郷七五一の四 医療法人清仁会 山口市小郡下郷七五一の四 " " " " 医療法人全生会 玖珂郡周東町大字上久原一二三 玖珂郡周東町大 周防病院 玖珂郡周東町大字上久原一二三 " " " " 一、三一

(一六九) 福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業の廃止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出がありました。

平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 名称	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を廃止した 事業所 名称	所在地	廃止年月日
有限会社ナック	下関市山の田東町四番一〇号	有限会社ナック たんぼぼ	光市浅江五丁目四番二二号	平成一八、二、二八

(一七〇) 指定居宅介護支援事業の廃止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出がありました。

平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅介護支援事業者 名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を廃止した 事業所 名称	所在地	廃止年月日
医療法人全生会	玖珂郡周東町大字上久原一二三	医療法人全生会 周防病院	玖珂郡周東町大字上久原一二三	平成一八、一、三一

(一七一) 指定介護療養型医療施設の辞退

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十三条の規定により、指定介護療養型

医療施設から次のとおり指定の辞退がありました。

平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

指定介護療養型医療施設 名称	所在地	指定辞退年月日
医療法人社団泉仁会宇部第一病院	宇部市大字木田四〇の二〇	平成一八、二、二八
医療法人清仁会林病院	山口市小郡下郷七五一の四	" "
医療法人全生会周防病院	玖珂郡周東町大字上久原一二三	" " " "

(一七二) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名	理事の別	氏名	住所
山口市二島土地改良区	理事	福井 諒	山口市秋穂二島二二
"	"	吉永 謙治	" " " "
"	"	浅原 信義	" " " "
"	"	小野 吉恵	" " " "
"	"	村永 允	" " " "
"	"	吉松 晴光	" " " "
"	"	藤原 紀喜	" " " "
"	"	藤原 芳朗	" " " "
"	"	徳永 清人	" " " "
"	"	藤村 芳生	" " " "
"	"	安田 典右	" " " "
"	監事	小野 茂紀	" " " "
"	"	中田 昭司	" " " "
"	"	藤原 朝則	" " " "

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所
山口市二島土地改良区	理事	山田 惠高	山口市秋穂二島一七七
"	"	藤山 易克	" 六七八
"	"	浅原 信義	" 一一七七
"	"	小野 吉恵	" 一一八五
"	"	村永 允	" 一七二三
"	"	吉松 晴光	" 一七四五
"	"	藤原 朝則	" 三八三三
"	"	藤原 芳朗	" 三九九一
"	"	徳永 祐司	" 五〇一六の一
"	"	浅原 眞司	" 一一〇〇
"	"	中尾 恒男	" 三〇八五の四
"	"	藤山 雄	" 三五二の二
"	"	中田 昭司	" 一七三九
"	"	藤原 紀喜	" 三八三八
山口市川西土地改良区	理事	清水 和衛	佐山四三六六の四

(一七三) 換地処分の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定により、下関市道市地区(第一換地区)の換地処分について、次のとおり換地処分をした旨の届出がありました。

平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 換地処分をした年月日
平成十八年三月十三日
- 二 換地処分をした権利者数
二十五人

(一七四) 換地処分の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定により、周南市長穂東部地区(兼久換地区)の換地処分について、次のとおり換地処分をした旨の届出がありました。

平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 換地処分をした年月日
平成十八年三月十四日
- 二 換地処分をした権利者数
八人

(一七五) 換地処分の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定により、周南市長穂東部地区(後野換地区)の換地処分について、次のとおり換地処分をした旨の届出がありました。

平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 換地処分をした年月日
平成十八年三月十四日
- 二 換地処分をした権利者数
三十五人

(一七六) 山陽都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山陽都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
山陽都市計画公園四・四・一系根公園
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(一七七) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。
平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡田布施町大字下田布施字中土井
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
周南市代々木通一丁目二四番地
木本商事株式会社



争議行為の通知

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、山口県厚生農業協同組合連合会労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。
平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 事件
(一) 賃金引上げの要求に関する件
(二) 労働条件の改善の要求に関する件
- 二 日時

平成十八年三月二十七日以降本問題の解決に至るまでの期間

- 三 場所
周東総合病院、小郡第一総合病院又は長門総合病院において山口県厚生農業協同組合連合会労働組合に所属する組合員が従事する全職場
- 四 概要
あらゆる形の争議行為を実施する。

争議行為の通知

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、山口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。
平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 事件
(一) 労働条件の改善の要求に関する件
(二) 増員の要求に関する件
- 二 日時
平成十八年三月二十七日以降本問題の解決に至るまでの期間
- 三 場所
総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事する全職場
- 四 概要
あらゆる形の争議行為を実施する。

正誤
平成十三年三月三十日山口県告示第二百六十号(周南都市計画下水道事業の事業計画の変更認可)

九	ページ	段	行	誤	正
下				虹ヶ丘七丁目及び大字三井	虹ヶ丘七丁目、大字三井及び大字浅江。

平成十八年三月二十四日印刷
平成十八年三月二十四日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

二六	ページ
表中	箇所
三宅恵利子	誤
三宅恵利子	正

平成十七年十二月十三日山口県収用委員会告示第二号(決裁手続の開始)